

小・中学校版

福岡県学校教育 I C T 活用推進方針

～導入期から活用期、そして発展期へ～



令和4年3月

福岡県教育委員会

この方針は、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条第1項に基づく本県の学校教育情報化推進計画として位置付けるものです。

令和5年3月22日 福岡県教育委員会

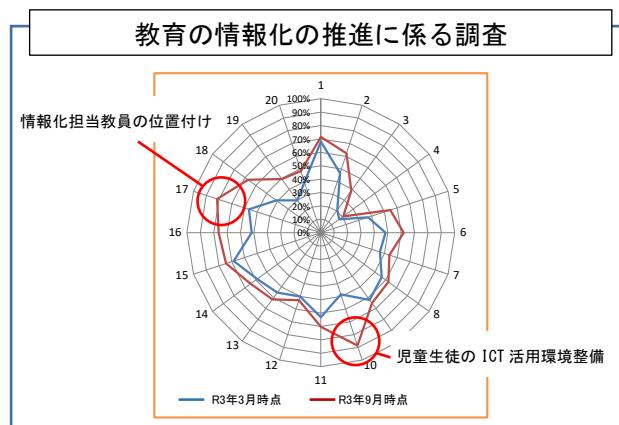
1 『福岡県学校教育ICT活用推進方針』の目的

【福岡県の学校教育ICT化の進捗状況】

学校教育のICT化の重要な過渡期であった、令和2年度後半から令和3年度にかけては、ハード面の整備とソフト面の充実とを両輪として進めて、「GIGAスクール元年」と言われる令和3年度から全ての市町村で一斉にICT活用のスタートが切れるようにすることが最大の課題であった。

令和2年度末までに、各市町村において機材の調達や工事の手配が迅速に進められたことで、児童生徒用のICT活用環境や普通教室における指導用ICT環境等、ICT活用の前提となるハード面の整備は概ね完了した。

令和3年度には、各市町村においてICT化の推進計画の策定や推進体制の整備が進められ、教員研修や実践研究が実施されたこと等により管理職のリーダーシップと学校の情報化のビジョン、情報化担当教員の位置付け、情報化推進組織・校務分掌の整備、校内研修の実施等も着実に進捗しており、ICT活用推進のための基盤となるソフト面も充実した。



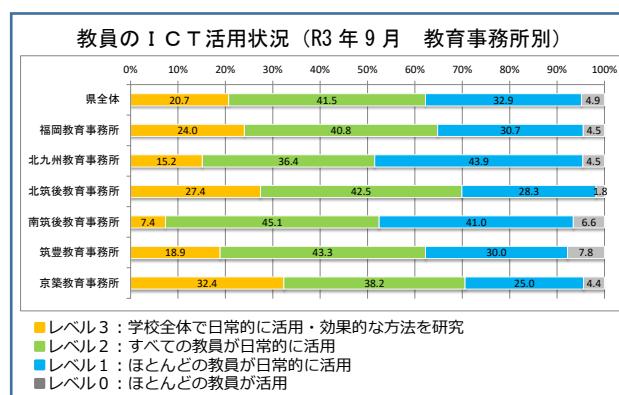
令和3年度ICT活用教員研修の実績
(県教育委員会主催分)

研修名	対象	受講者数 実施回数
ICT活用基礎研修	各小・中学校 義務教育学校 希望者	240名 2回1セット×6
ICT活用中核教員研修	各小・中学校 義務教育学校 情報教育担当者	640名 29回
道徳教育 研究協議会 (情報モラル)	各小・中学校 義務教育学校 道徳教育担当教員	小：436名 中：195名 義：5名
ICT活用 支援リーダー研修	各市町村 推進担当教員	58名 1回
ICT活用 管理職対象研修	各小・中学校 義務教育学校 校長又は教頭	小：436名 中：195名 義：5名

【学校教育ICT化の進捗に伴う課題】

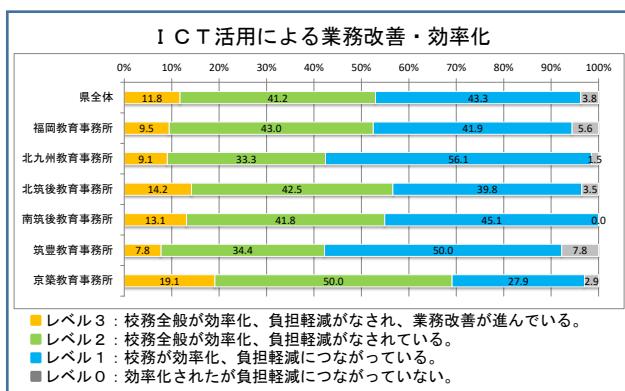
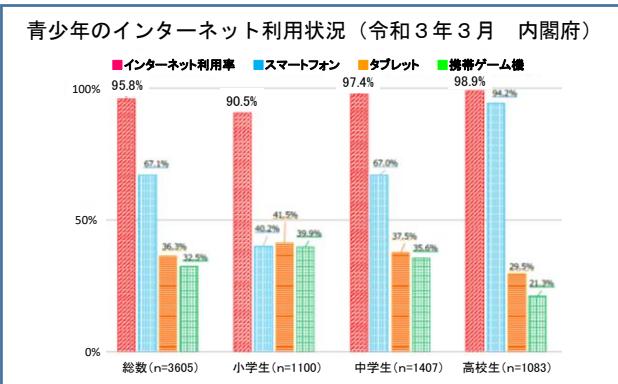
第1の課題は、市町村間・学校間での進捗状況や活用水準の差異である。全ての児童生徒がICT化の恩恵を受けて、教育の機会均等と水準の確保が図られるようにすることが重要であるが、今後ますますICT活用が進んでいく中で、その差異が加速度的に拡大していくことが懸念される。

第2の課題は、ICT活用の資質・能力の着実な育成への寄与である。ICT活用は、学習指導要領において育成を目指す資質・能力を着実に実現するための「道具立て」となるものであり、それ自体が「目的」ではない。また、従来型の教育実践とICT活用とは、対立したり優劣を議論したりするものではなく、相互に補完し合うことが重要となる。



第3の課題は、児童生徒が安心・安全にICT活用できる条件の整備である。学校教育のICT化が加速する以前から、既に児童生徒にとってICT機器やインターネットは身近な存在であり、インターネットやSNSでのトラブルに遭うリスクに曝されていた。今後、学校教育においても社会活動においても、ICT活用が不可欠なものとなるという前提での対応が必要である。

第4の課題は、ICTを活用した学校における働き方改革である。過渡期である現在、ICT化に対応するために教職員の負担が増加してしまっている。教職員の負担の軽減を図り、学校教育を持続可能なものとするためには、業務効率化のためのICT活用を積極的に進めることが重要である。



【『福岡県学校教育ICT活用推進方針』の目的】

『福岡県学校教育ICT活用推進方針』においては、ICT活用による「新しい教育」の姿、「新しい教育」の実現に向けたステップについて、県教育委員会としての基本的認識を明らかにするとともに、学校教育ICT化の諸課題の解決に向けて今後、重要な各事項についての取組内容を提示する。

これらを、ICT活用の導入期から活用期への着実な進捗、そして発展期への飛躍に向けた、今後3年間程度の中期的な対応方針と位置付ける。

なお、基本的認識の部分については、今後の3年間程度は維持できるものと考えられるが、今後の取組内容については、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づく推進計画等の国や社会の動向、機器や技術の進歩、本県の進捗状況・課題等に応じて適宜見直しを図る必要があると考える。

2 ICT活用による「新しい教育」の姿

本県が今後3年間程度の間に実現を目指す「新しい教育」の姿とは、ICT活用を「目的」とした教育ではない。新学習指導要領が掲げる資質・能力を育成することを「目的」とし、ICT活用をこの「目的」の実現のための「道具立て」、授業改善に向けた「有効な手段の一つ」とする教育である。

つまり、これまでの教育実践とICT活用とを、教育目的及び児童生徒の実態や発達段階に応じて、1コマの授業、1つの単元、年間の指導計画、小中9年間の教育課程といった各階層の中で適切に組み合わせて、効果的・効率的に学校教育活動を開拓することが、本県の考える「新しい教育」の姿であり、その一日も早い実現を目指すものである。

新学習指導要領とGIGAスクール構想の関係

2030年の社会と子供たちの未来（平成28年12月中央教育審議会答申から抜粋）

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難に
Society 5.0
AI IoT robotics SDGs
社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難い時代
変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものに

平成29年、30年、31年学習指導要領

前文 これからの学校には、（略）一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。



資質・能力の育成



目的

各教科等で育成を目指す資質・能力の育成
・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成等

授業改善

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

主体的・対話的で深い学び

一體的に充実

学習指導要領 総則 第4 児童（生徒）発達の支援

個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）、協働的な学び

主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び及び協働的な学びに生かす

GIGA*スクール構想（1人1台端末・高速ネットワーク）（カリキュラム・マネジメントにおける物的な体制整備に位置付けられる。）
教育・学習におけるICT活用の特性・強みを生かし、新学習指導要領の趣旨を実現するため重要な役割を果たす。
※Global and Innovation Gateway for Allの略

文部科学省 GIGA StudX 推進チームの講義資料の一部に本県にて一部加筆（赤字部分）

3 「新しい教育」の実現に向けたステップ

【教育・学習におけるICT活用の特性・強み】

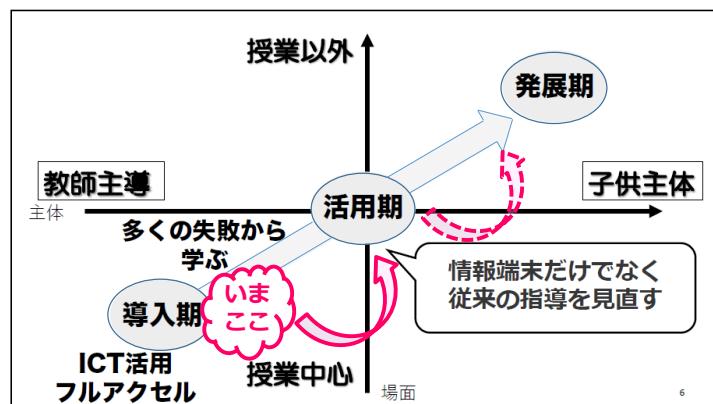
これまでの教育実践とICT活用とを適切に組み合わせた効率的・効果的な学校教育活動を展開するためには、ICT活用の特性・強みを踏まえて、活用する場面や機能を工夫する必要がある。

ICT活用の特性・強みを生かすことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげ、情報活用能力等の従来はなかなか伸ばせなかつた資質・能力の育成や、今までの学習方法では困難さが見られた児童生徒の一部への効果の発揮、今までできなかつた学習活動の実施が可能になると考えられる。

ICT活用の特性・強み	活用する場面・機能の例
①多様で大量の情報の取扱い、容易な試行錯誤	➢ 探究的な学習の過程における活用 ➢ 今までの学習方法では困難さが見られた児童生徒に対する学習指導の際に、ウェブブラウザを活用した多種多様な学習動画、デジタル教材などから児童生徒の興味・関心、特性に応じた活用 ➢ プログラミングにおける試行錯誤の繰り返しなど論理的思考・課題解決
②時間的制約を超えた情報の蓄積、過程の可視化	➢ 写真・動画の撮影・保存による学習過程の可視化による学習の振り返りや目標設定への反映 ➢ クラス管理ソフトを活用した児童生徒のつまずきや伸びについての教師の見取りなど、「個に応じた指導」の充実
③空間的制約を超えた相互かつ瞬時の情報の共有（双方向性）	➢ ウェブ会議機能、ファイル共有機能等による学校と家庭、他の学校・地域や海外との交流のような距離が離れた場をつないだ学習 ➢ ウェブ会議機能、ファイル共有機能等による他者との意見共有、比較検討、合意形成やアイデアの創出、発表資料等の協働制作

【導入期から活用期、そして発展期へ】

学校教育におけるICT活用の進捗段階を示すモデルとしては、『SAMRモデル』をはじめ様々なものがあるが、これまでの教育実践の一部としてICTを活用する段階からはじまり、ICT活用の特性・強みを生かした活動が広がる段階を経て、教育や指導の在り方 자체を見直す段階「学びのDX」へと進化していくという考え方は、概ね共通している。



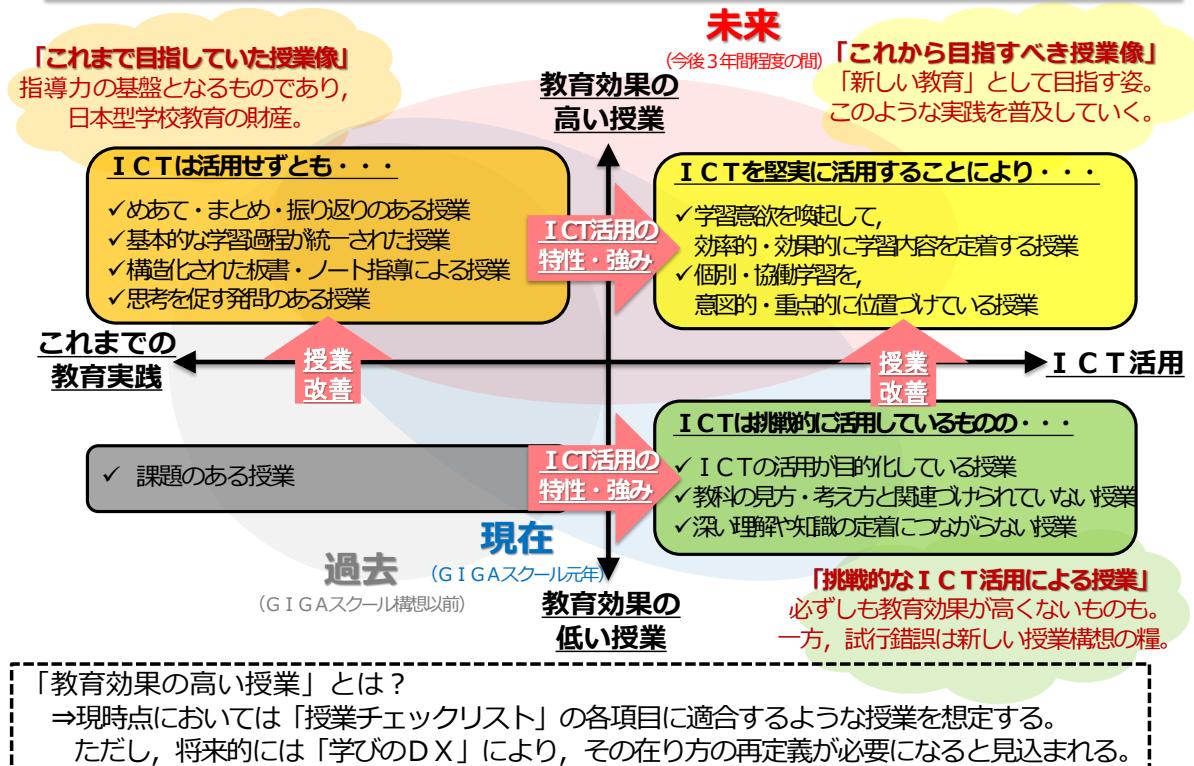
このような「学びのDX」を目指すことは、将来的な目標として重要なことである。しかし、「日本型の学校教育」として高く評価されてきた、これまでの教育実践の蓄積を軽視したり、学習指導の基本を否定したりすることは、本県の目指す「新しい教育」の姿ではない。

導入期である現時点においては、まずは、これまでの教育実践において大切にしてきた効果の高い授業づくりの視点を基盤としつつ、それらを更に充実させるために、ICT活用の特性・強みを生かしていくことが基本となる。

一方、導入期だからこそ、時には挑戦的にICT活用の試行錯誤に取り組み、新しい授業構想の糧となる活用方法やスキルを蓄積していくことも大切である。

これまでの教育実践を基盤とした堅実なICT活用による授業と、これまでには無い挑戦的なICT活用による授業とを、授業者が明確に自覚した上で、意図的に組み合わせて実践していくことで、本県の目指す「新しい教育」の姿として目指すべき授業へと近づいていけるものと考える。

これまでの教育実践とICT活用との適切に組み合わせた「新しい教育」



4 本県の課題解決を通じた「新しい教育」の実現

【進捗状況や活用水準の差異への対応】

本県においては、『学校教育ICT活用推進班』を設置し、ICT活用に知見を有する指導主事を重点的に配置したことで、スキルや役割に応じた複層的な教員研修や、ICT活用に関する先進的な取組の情報収集・発信等を実施してきた。

今後も、スキルや役割に応じた複層的な研修を継続して、ICT活用推進のための基盤づくりを着実に進めるとともに、GIGAスクール構想やICT活用についての最新動向や配慮事項等についての周知徹底を図っていく。

研修の内容としては、ICT機器の導入や活用の立ち上げに関するものから、GIGAスクール構想の趣旨の実現につながるものとなるよう、ICTを効果的・効率的に活用した模擬授業や実践的な校内研修の持ち方についての協議を実施するなど、一層の充実を図っていく。

また、主催者側が対象者を指定する形態の研修に加えて、受講者側である教員自らが関心事項や課題意識に応じて、選択的に受講できる形態の研修を、県教育センターの「キャリアアップ講座」として開催する。

そのほか、若年教員研修などの基本研修において、ICTを活用した授業づくりについての内容を設定し、若年層を中心とした教員が、スキルや使用方法だけではない教育効果の高いICT活用を身に付けられるような支援を充実させるほか、各地区の教科指導の中核となるコア・ティーチャーの実践的指導力向上の取組の中でも、積極的なICTの活用を推奨していく。

加えて、ICTを活用した授業づくり等に関する研修を実施する市町村・学校の求めに応じて、県の「学校教育ICT活用推進班」から、研修講師を派遣する等の支援体制を継続する。

【ICT活用による資質・能力の着実な育成】

県の重点課題研究指定・委嘱事業では、「学びの個別最適化を実現する教育活動（令和2・3・4年度）」と「確かな学力を育む一人一台端末の効果的活用（令和3・4・5年度）」の課題を設定し、6市町村において実践的研究を推進している。

今後も、重点課題研究指定・委嘱事業における実践的研究への支援を継続し、ICT活用の特性・強みを生かした効果的・効率的な指導方法、授業モデル、カリキュラム・マネジメント等について、3年間の研究指定の終了を待たず、途中経過や試行錯誤の経緯を含めて隨時、情報提供していく。

また、令和元・2・3年度の「情報活用能力向上事業」の成果として、『福岡県プログラミング教育授業コンテンツ』を公開するとともに、県教育センター等でのプログラミング教育に関する研修の実施や、校内研修への講師派遣等を継続し、各市町村・各学校でのプログラミング教育の充実を支援する。

さらに、「情報活用能力向上事業」を拡充し、プログラミング教育に加えて、基本的な操作や問題解決・探究における情報活用を習得するための学習活動や、情報活用能力の育成のための体系的なカリキュラム・マネジメントについて、研究指定校において実践的研究を推進する。

併せて、児童生徒の情報活用能力を着実に育成することは、各教科等における主体的・対話的で深い学びへつながるものであると同時に、STEAM教育やPBL教育等の活動を効果的に実践する上での基礎・準備にもなるものとの認識を持つつつ、市町村・学校に対して発展的な実践への挑戦を支援し、促すための情報提供を行っていく。

なお、技術革新やEdTechが目覚ましく進展する中では、ICTや先端技術の活用について知見を持っている民間企業等と連携することが有効である。

特別支援教育におけるICTの活用については、児童生徒の障がいの特性に応じたICTを効果的に活用する授業・指導方法の改善を推進するとともに、研究の継続と研究成果の共有、ICTを活用する人材の育成を図る。

【安心・安全にＩＣＴ活用できる条件の整備】

基本研修や道徳教育研究協議会等における、情報モラル教育に関する研修・研究内容の充実を図り、全ての教職員が自身の情報モラルを高めつつ、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題や情報化の進展が社会にもたらす影響について認識し、児童生徒に対して適切に指導できるようになることを目指す。

県教育委員会においては、「情報モラルに関する指導の充実」に係る重点課題研究指定委嘱事業を実施し、児童生徒の情報モラルの育成のために、道徳科、学級活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた情報モラルの指導に関する実践的な研究を通して、情報モラルの効果的な指導方法を究明し、その研究成果を各市町村へ発信する。

また、各市町村教育委員会に情報モラル教育に係る方針を策定するように促すとともに、各学校において、「特別の教科 道徳」や特別活動等を通じて、人権教育の視点を踏まえた情報モラル教育を実施し、児童生徒の人権感覚に裏打ちされた情報活用能力の育成がなされるよう取り組む。

さらに、「保護者と学ぶ規範意識育成事業」の実施や学校で活用できる教材等に関する情報提供を通じて、各市町村・学校の情報モラル教育の支援を行う。

【ＩＣＴを活用した学校における働き方改革】

若年の教員から学校管理職までが、ＩＣＴの活用による業務の効率化は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実と同様に重要であるとの認識を共有することが働き方改革への第一歩であり、基本研修等において徹底していく。

その際、大量の情報を素早く処理できる、時間的・空間的制約を超えて情報の蓄積・共有ができるといったＩＣＴの強みを生かすことが大切である。

「ＩＣＴを活用した学校における働き方改革に関するリーフレット」により、比較的取り組みやすい事例を、実際に取り組んだ教員の感想と併せて紹介することにより、全ての学校においてＩＣＴ活用による業務改善・効率化のよさが実感されるようになることを目指す。

その他、授業準備の効率化や教材研究の促進のためには、教職員用のクラウド環境等を活用して、指導案や教材等を蓄積・共有することが有効と考えられる。県教育庁においても、採択教科書に関わらず汎用的に活用できる学習教材（『未来への〇〇』シリーズ）や動画コンテンツ（『テンスタ』シリーズ）等の継続した作成・提供を行っていく。